

発行所
福岡県田川郡方城町
印刷所
佐々木印刷所



今月のこよみ
九月一日 二百十日
〃十一日 二百二十日
〃十三日 司法保護記念日
〃十五日 敬老の日
〃 納税強調月間 (一カ月間)
〃十八日 身体障害者雇用促進週間
〃二十日 彼岸の入り
〃二十三日 秋分の日

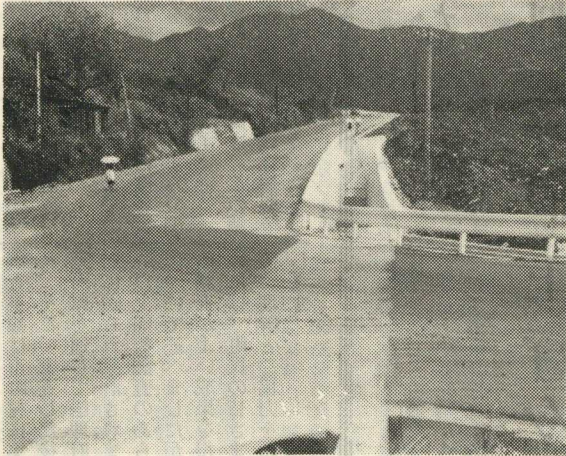
過疎対策

五カ年計画

過疎地域対策緊急措置法の目的は、いわゆる過疎地域について、緊急に、各種の対策のための特別措置を講じ、人口の過度の減少の防止と地域社会の基盤を強化して、もっと住民福祉の向上と地域格差の是正をはかるのがその目的であります。

指定市町村は、七月中に過疎地域振興計画案を作成

し、現在自治省に提出しています。
方城町における振興計画は、基本施策として次のとおり計画的に実施します。
一、主要幹線道を中心に町道の整備を行なう。
二、町民センター施設設置
三、社会福祉施設の整備。
四、公害のない工場誘致と観光開発。



完成した役場～伊方橋線

五、農業経営の近代化の施設設置と、その他産業の育成強化。
具体的な措置法による五年の事業計画としては次のとおり計画をしています。

一、町道の整備 五路線

九千六百万円
二、町民センターの設置 五千万円
三、保育所等の新築設備 七千万円
総額二億一千六百万円

『十月一日は』

国勢調査

来る十月一日には、大正九年の第一回国勢調査から数えて半世紀、第十一回目の国勢調査が行なわれます。

国勢調査という言葉はだれもが何回か耳にしている言葉だと思えますが、国勢調査とはどんな調査なのか簡単に説明しますと、わが国で最初に国勢調査が行なわれたのは、大正九年です。それから、いまから五十年前のことです。

それ以前は、明治五年の「戸口調査」以来、国民の戸籍調査はできていたのですが、かなり不正確な点があったうえに、人口のくわしい状態、たとえば年令別とか職業別などの状態はわかりませんでした。

正確な人口を知るために

の人口の大きさだけでなく、都道府県や市町村ごとの人口の大きさや、男女別、年令別、職業別などの構成あるいは世帯数およびその構成を明らかにして、国はもちろん、都道府県や市町村の行政にも直接役立つ資料を得るために行なわれるものです。

学校や住宅を建てたり、道路を建設したり、保健所や上下水道を整備したり、その他各種の行政を行なうためには、その地域の人口や世帯についての状況がわかっていなければ、適切な対策をたてることはできません。

また、国勢調査の結果は、たんに行政上の資料として利用されるばかりでなく、人口問題、経済問題やその他の学術研究の資料あるいは会社などの経営上の資料としても、広く利用されており、このような一般の利用に供することも、国勢調査の大きなねらいのひとつということが出来ます。

今度の国勢調査では国内に住むすべての人または世帯についてつぎの事項が調査されます。

- ①氏名
- ②世帯主との続き柄
- ③男女の別
- ④出生の年月

- ⑤国籍
- ⑥配偶の関係
- ⑦結婚年数
- ⑧いまままでに生んだ子供の数
- ⑨現住居に入居した時期
- ⑩前住地
- ⑪教育
- ⑫仕事したかどうかの別
- ⑬従業上の地位
- ⑭勤め先、業主などの名称および事業の種類
- ⑮本人の仕事の種類
- ⑯従業地または通学地
- ⑰従業地または通学地までの利用交通手段
- ⑱世帯の種類
- ⑲住居の種類
- ⑳住宅の居住室数
- ㉑居住室の畳数
- ㉒家計の収入の種類

このように国勢調査では個人や世帯についていろいろと立ち入ったことを調査しますがこれらの申告されたことからは、統計をつくるためだけに用いられ、その他の目的たとえば課税などの目的に使われることはありません。

また調査員や調査関係者が調査上知りえた個人的なことがらを他にもらすことも「統計法」によって固く